

1 事業活動の制限

三菱自動車工業株式会社が平成二十八年四月二十日に公表した同社製造の車両に係る燃費試験における不正行為に伴い同社が同日以降実施している生産活動の制限

2 事由

三菱自動車工業株式会社と直接的又は間接的に取引を行っており、かつ、同社の事業活動に二十パーセント以上依存している中小企業者の、1の事業活動の制限が開始された日以降のいずれか一月間の売上高、販売数量等の減少率の実績が前年同月比十パーセント以上であり、かつ、その後の二月を含む三月間の売上高、販売数量等の減少率の実績又は見込みが前年同期比十パーセント以上であること

3 指定期間

平成二十八年四月二十日から平成二十九年四月十九日まで